

東京圏から群馬県桐生市への移住でもらえる

桐生市移住支援金

申請期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月10日（水）

单身

60万円

世帯

100万円

18歳未満1人につき*

100万円

※3人まで

対象となる方

チェック1～4の全ての要件を満たす方に、上記の金額を支給します。



チェック1

移住前の要件として、下記①～③のいずれかを満たしますか？

①在住

移住前の10年間のうち、
通算5年以上、
東京23区内に在住している

②通勤

移住前の10年間のうち、
通算5年以上東京圏に在住し、
東京23区内に通勤している

③在住+通勤

移住前の10年間のうち、
①+②を合算して
通算5年以上となる

●東京圏とは、4都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）のことです。※条件不利地域を除く

●②と③の通勤期間には、東京23区内の高等教育機関（大学、短大、高等専門学校等）への通学期間も加算できます。



チェック2

移住直前の1年以上、連続して東京23区内に在住、
または東京圏に在住で東京23区内への通勤をしていましたか？

●通勤の場合は、移住直前の1年以上のカウント起点を、住民票を移した日の3か月前まで遡ることができます。



チェック3

移住後の要件として、下記①～⑤のいずれかを満たしますか？

①就業（一般）

マッチングサイト掲載の求人
に応募し採用
された



②就業（専門）

内閣府が実施
する専門人材
事業を利用し、
新規就業した

③起業

群馬県の起業
支援金事業に
応募し、起業
支援金の交付
決定を受けた

④テレワーク

移住前の仕事
を、移住後も
週20時間以上
テレワークで
継続している

⑤関係人口

市指定の商工振興施策を利用し、開
業や法人設立・移転・事業承継した。
または、農林水産業に就業、家業等
に就業、市内に事業所のある企業等
に正規従業員として新たに就業した



チェック4

過去10年以内に移住支援金の交付を受けていないですか？
申請から5年以上、桐生市に居住する意思がありますか？

以下の場合は返金対象となりますので、ご注意ください。

●5年以内に他市町村へ転出する ●虚偽の申請をする ●1年以内に退職する（チェック3①②就業の場合）

●起業支援金または市指定の商工振興施策の交付決定を取り消される（チェック3③起業または⑤関係人口の場合）

フローチャート

移住支援金の対象か、チェックしてみましょう。

